

【公表の参考様式（管理機関用）】

令和 4年 8月 15日

令和3年度 特別の教育課程の実施状況等について

都・道・府・県		
学校名	管理機関名	設置者の別
開智日本橋学園中学校	学校法人 開智学園	私

1. 特別の教育課程を編成・実施している学校及び自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学校名	自己評価結果の 公表ウェブサイト名・URL等	学校関係者評価結果の 公表ウェブサイト名・URL等
開智日本橋学園中学校 高等学校	開智日本橋学園中学校高等学校 ホームページ:教育課程特例法 自己 評価・学校関係者評価 https://www.kng.ed.jp/school-rule s/	開智日本橋学園中学校高等学校ホーム ページ:教育課程特例法 自己評価・ 学校関係者評価 https://www.kng.ed.jp/school-rules /

※結果公表に関する情報について、ウェブ上で公開している場合は公開しているウェブページのURL、ファイル名等を記入すること。ウェブ以外で公開している場合は、公開している情報を閲覧できる場所・方法を適宜記入すること。

※必要に応じて行を追加すること。

2. 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

開智日本橋学園中学校及び開智日本橋学園高等学校は国際バカロレア機構の認定校となり、様々な教育活動を行ってきた。2018年6月には中学1年生から高校1年生の課程においてMYP(Middle Years Program)の認定を受けた後、DP(Diploma Program)においても認定校となっている。それと同時に英語以外の科目を実施するイマージョン教育にも力を入れている。国際バカロレアMYP課程を実施するにあたり、イマージョン教育を(LC, GLCおよびDLCコースで実施科目と実施年次が異なる)実施している。以下の科目を英語でのイマージョン教育を行っている。中学1年社会(GLC)、中学1、2年美術及び技術・家庭(DLC, GLC)、中学3年技術・家庭(LC, DLC, GLC)、中学3年社会(DLC, GLC)、中3美術(LC, DLC, GLC)。

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

本校の教育理念は「世界中の人々や文化を理解、尊敬し、平和で豊かな国際社会の実現に貢献できるリーダーの育成」であり、最大の特徴として「生徒自らが活動する探究型の学び」がある。教師に一方的に教わる受け身の学びではなく、能動的な学びに主眼を置き、探究型の授業・探究テーマ活動・フィールドワーク・哲学対話の授業等々において、「生徒自らが学ぶ活動」を実践している。一方、国際バカロレア教育(IB教育)は「多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりを富んだ若者の育成を目的」とし、国際教育プログラムを実践している。

国際バカロレア教育(IB教育)と本校の教育は非常に親和性を持つものであり、IB教育の様々なプログラムを学校教育法における教育目標に関する規定と擦り合わせながら教育課程を編成することは、本校の教育目標を達成するうえでも、また今後の我が国の教育改革にとっても必要なことと考える。こうした中、当校は「英語で学ぶ」という方針を掲げ、英語以外の科目も英語で学べる機会を作ってい

る。この方針を生かすため、イメージ科目の特別の教育課程を編制する意義は大きい。

(3) 特例の適用開始日

2019年4月1日

(4) 取組の期間

2022年3月31日まで

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

計画通り実施できている

・ 一部、計画通り実施できていない

・ ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

※(1)で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

実施している

・ 実施していない

<特記事項>

特になし

4. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している学校の教育目標との関係

当校では英語を学ぶのではなく英語をコミュニケーションの道具として活用することを重要な教育目標としている。この「英語で学ぶ」ことを実践するにあたり、英語以外の他教科を英語で実施することは意義が高い。また、当校は国際バカロレア教育を取り入れており、当該カリキュラムと親和性の高い科目において英語で実施することが必要なものもあり、必要不可欠である。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

教育基本法第二条では、以下のような目標がうたわれている。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、学校基本法では、第四十二条で高等学校における教育について、以下のように述べられている。

- 一 中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果さなければならない使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。
- 三 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

一方、国際バカロレア（IB）では、

「多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりを富んだ若者の育成を目的としている。この目的のためIBは、学校や政府、国際機関と協力しながら、チャレンジに満ちた国際教育プログラムと厳格な評価の仕組みの開発に取り組んでいる。また、IBのプログラムは、世界各地で学ぶ児童生徒に、人がもつ違いを違いとして理解し、自分と異なる考えの人々にもそれぞれの正しさがあり得ると認めることのできる人として、積極的に、そして共感する心をもって生涯にわたって学び続けるよう働きかけている。」とされている。

（文部科学省HPより）

以上のことを踏まえると、教育基本法及び学校教育法における教育の目標に関する規定と本校が推進する国際バカロレアの教育目標とは著しい相関関係が認められる。

5. 課題の改善のための取組の方向性

英語で英語以外の教科を学ぶことについては、当該科目で学習すべき内容をしっかりと習得できるかが大きなポイントであり、課題ともいえる。内容の難易度に合わせ、一部日本語の資料を活用して理解を担保したり、日本語と英語間での理解の相違を極力減らすための教員が適切な足場づくりを行う等の取り組みを行っている。また、他教科の教員は英語科と連携することで、より科目間での協力体制を高める取り組みを行なっている。こうすることで生徒の学際的な学びにもつながり、多面的な視野からの学習につながると考えている。